

令和３年度におけるいじめ認知件数について

昨年度、いじめ防止対策推進法はいじめの定義（下記参照）に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は８件です。

なお、本校におけるいじめ事案の対応の流れは以下のとおりです。

いじめについて訴えや兆候の把握



教頭、いじめ対策推進教員に報告



校長に報告



校長一次判断



いじめ対策委員会を招集し、いじめ認知を組織として判断 対応の検討



いじめ対応方針の決定



職員会議でいじめ事案やいじめ対応方針の共有



経過観察



フォローアップ・見守り体制 いじめ解消の確認

「いじめ防止対策推進法」

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。